二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(8)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　（略）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　六十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十二万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十九万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百三十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、四十六万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十五万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　七十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百十五万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百四十万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　六十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　百二十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百八十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　二百四十万円

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　二十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、二十二万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　三十二万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十七万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　五十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、六十万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　七十五万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、九十万円）

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十六万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、四十万円）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(8)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　（略）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十五万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　八十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百二十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百六十万円

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　十五万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　二十五万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　四十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円